

射水市告示第 1 8 5 号

射水市被災住宅沈下傾斜対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 2 0 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市被災住宅沈下傾斜対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、射水市補助金等交付規則(平成 1 7 年射水市規則第 2 8 号。以下「規則」という。)第 1 7 条の規定により、射水市被災住宅沈下傾斜対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

被災住宅 令和 6 年能登半島地震の被害を受け、罹災証明書(被害の程度が一部損壊であるものに限る。)の交付を受けた市内に存する住宅で、床、壁、柱等に傾斜を生じたもの

傾斜対策工事 次のいずれかに該当する工事をいう。

ア 傾斜した床を張り替える等水平にする工事

イ 沈下傾斜対策工事(ジャッキアップ工法等)

ウ 基礎補強工事(地盤改良工法等)

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、傾斜対策工事を行った被災住宅の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和 6 年度に液状化被害住宅耐震改修等支援事業及び木造住宅耐震改修等支援事業による補助金の交付を受ける者については、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、被災住宅について令和 7 年 3 月 3 1 日までに完了した傾斜対策工事に要した経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、3 0 万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、射水

市被災住宅沈下傾斜対策支援事業補助金申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

罹災証明書の写し

傾斜対策工事施工前（傾斜状況がわかるもの）、傾斜対策工事施工中及び傾斜対策工事施工後（傾斜修正がわかるもの）の写真

前号の写真がない場合は、傾斜の測定値及び傾斜対策工事の内容を示した図面等

補助対象経費の支払の事実が確認できる書類（見積明細書又は請求明細書、領収書等）

振込先の口座番号が確認できる書類

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、一の敷地につき1回限りとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の決定通知及び交付）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、射水市被災住宅沈下傾斜対策支援事業補助金交付決定及び額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないとき、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、規則第14条の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、当該取り消し又は変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告、検査及び指示）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し質問をし、報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は関係書類について検査することができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に対し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第 8 条の規定により交付の決定がされた補助金の交付については、なお従前の例による。